

件名

銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十号）の一部を次のように改正し、令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	<p>銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条の二第二項第二号並びに第十三条第一項第二号及び第十号並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第一項第七号の規定に基づき、銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を次のように定める。</p> <p>「条を削る。」</p>
改正前	<p>銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条の二第二項第二号並びに第十三条第一項第二号及び第十号並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第一項第七号及び第三十五条第一項第六号の規定に基づき、銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を次のように定める。</p> <p>（規則第三十五条第一項第六号に規定する届出を要しない業務）</p> <p>第四条 規則第三十五条第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、法第十条第二項第九号に規定する業務のうち、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣して行うものとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。